

「草加市手話言語条例」及び
「草加市障がいのある人のコミュニケーション条例」の
パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集

- (1) 募集期間 令和3年（2021年）4月5日（月曜日）から5月10日（月曜日）まで（36日間）
- (2) 募集結果 提出意見 42件（19通）

2 寄せられた意見に対する市の考え方

「草加市手話言語条例」及び「草加市障がいのある人のコミュニケーション条例」に対して募集期間中に寄せられたご意見について、次のとおり市の考え方を公表します。

【草加市手話言語条例】

ご意見の概要	市の考え方、対応
<p>・概要の目的、基本理念は文章が長く、理解しづらい。また、手話が言語であることの理解、認識に基づくなら「手話」ではなく、「手話言語」と書いていただきたい。手話言語条例であり、一般市民にも手話が言語であると理解できると思う。</p>	<p>条例の目的を実現するために、皆さまに理解していただくことが重要であると考えておりますので、条例制定後は分かりやすい周知・啓発に努めます。なお、「手話」と「手話言語」については、文章の内容によって使い分けております。</p>
<p>・役割（責務）に「合理的配慮の提供」とあるが、用語の解説に「～その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。」とあり、市、事業者の役割の内容が曖昧にされているのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、合理的配慮の提供は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）に規定される内容になりますが、手話が言語であることの理解及び普及を目指すためには、手話の理解促進や手話を使いやすい環境の整備を図る必要があります。目的達成のための手段を確保するためには、合理的配慮の提供の考えが前提にあると考えます。</p>
<p>・素案に合理的配慮の記載がありますが、すでに障害者差別解消法により行政機関の合理的配慮の提供は法的義務となっています。手話言語条例にあえて合理的配慮の文言を入れている理由はなんで</p>	<p>また、市や事業者に対する意識付け、</p>

<p>しょうか。</p>	<p>市民に取組を啓発していくにあたり、合理的配慮がどのようなものであるか、考え方を示していく必要があるものと考えます。</p>
<p>・市と事業者の役割に「合理的配慮の提供」の内容があるが、障害者差別解消法では「社会的障壁を取り除くために合理的配慮をする」と定められている。</p> <p>手話言語条例は、ろう者がろう者以外の人と手話を使い、平等に社会生活を送れるようにするため、ろう者がおかれている障壁を取り除くため（合理的配慮）に制定するのではないのでしょうか。手話言語条例の条文に合理的配慮の文言を入れる事に疑問が残ります。障がいのある人のコミュニケーション条例についても同様の意見です。</p>	
<p>・手話言語条例は音声言語との差をなくすためのものです。差をなくした上で、コミュニケーション手段の選択の「コミュニケーション条例」があり、それでも補えないところを合理的配慮で補填するものであると考えます。なので、合理的配慮は当該条例に記載されるのは適当でないと思います。</p>	
<p>・制定の背景に「手話に対する理解の広がりや未だ感じる状況に至っていない。」という文があるので、施策の推進の中に「手話言語の普及」という言葉が入った方がよいのではないのでしょうか。</p> <p>「手話の普及」より、「手話言語の普及」の方が広義な感じがしますし、音声言語と対等であることが伝わりやすい気がします。</p>	<p>「手話」と「手話言語」については、文章の内容によって使い分けております。なお、音声言語の比較となる文章には、「手話言語」が適切であると考えます。</p>
<p>・施行後、どのような環境の整備を進めるか。手話言語条例に基づく具体的な施策、事業者への働きかけ、市民への呼び</p>	<p>今後、広報やホームページ等の様々な媒体を活用して、手話が言語であることに対する市民の理解を促進してまいりま</p>

<p>かけなどが提示できたらと思います。また、手話で対応する店、市民手話講座の拡大などの方法もよいのではないかと。</p>	<p>す。</p>
<p>・手話は聴覚障がい者にとっての大切な言語であること。手話言語条例が制定された後に、具体的な取り組みについて、市民一人ひとりが理解できる方法での周知徹底を望みます。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の市の施策に関するものであるため、具体的な取組については、施策を推進していく中で関係機関等と協議、検討いたします。</p>
<p>・条例施行により、市民への働きかけだけではなく、市として条例をどのように実施していくのか具体的な施策も提示してください。また、市長会見や市議会、市のホームページに手話通訳を付けている地域は多くあります。</p>	
<p>・草加市手話言語条例（素案）の目的・基本理念に記載されている様に、手話が言語である事に基づき、広く市民に手話の理解促進及び手話を使用しやすい環境の整備を強く希望します。音声言語と同じ様に、手話言語で誰もが共に安心して暮らせる社会を作ることは草加市の責務であると考えます。</p>	
<p>・市職員に手話を学んでもらい、聞こえない人が行ったときに手話で対応してもらいたい。</p> <p>聞こえない自分が市役所に行ったとき、対応できないと思ったのか、逃げた職員がいてショックを受けた。手話が分からないと思っても逃げずに様々なコミュニケーション手段で対応してもらいたい。</p>	<p>本条例は、手話が言語であることの理解及び普及を目指すものです。</p> <p>今後、関係団体、関係機関等の協力を得ながら、市職員を対象とする研修において、手話の理解促進を行ってまいります。</p>
<p>・聞こえない人は文章を読んだり、書いたりするのが苦手なので、筆談で通じないことも多く寂しい思いをしている。</p>	

<p>市職員が簡単な手話でも覚えてくれて、手話でやり取りできるようになったら嬉しい。市職員対象に手話講座を実施しているようであるが、市役所に行ったときに手話で表してくれたことはない。市職員に手話を覚えてほしい。</p>	
<p>・手話講座など手話を教える機会を増やしてほしい。高齢になった時、介護職員とやり取りができない不安があるので、職員にも手話を覚えてもらいたい。</p>	<p>ご意見のとおり、年齢等を問わず、手話を学べる環境づくりが必要であると考えます。</p>
<p>・いろいろな世代の人が手話を勉強できる機会をふやしてほしい。</p>	<p>いただいたご意見は、今後の市の施策に関するものであるため、具体的な取組については、施策を推進していく中で関係機関等と協議、検討いたします。</p>
<p>・入門、基礎、通訳養成と講座を開いているが、それ以外にも勉強できる機会を設けてほしい。中途失聴や難聴で、手話を学びたい方向けの講習会も開催してほしい。</p>	
<p>・学校における手話の理解についての項目が入っていません。吉川市手話言語条例の中には、小学校、保育園等の活動の中で手話を学ぶ機会、手話に触れる機会の確保に努め、手話の理解・普及に努めることが条文に入っております。小さい頃から手話を学び、接する機会を持つことが音声言語と同等に手話言語を身に付けることに繋がると思います。</p>	
<p>・すでにやっていることですが、子どもの頃から学校などで手話等の体験をもっと増やしてほしい。小さい頃から障がいを持つ人も当たり前で生活できる方法があることを体験してほしい。これはコミュニケーション条例にも通じます。</p>	
<p>・聞こえないので仕事を見つけることが難しく、聞こえないことを理解してくれ</p>	<p>事業者に対する聴覚障がいの理解が進むよう、周知方法を検討してまいります。</p>

<p>る会社を増やしてほしい。</p>	<p>す。また、必要に応じて、出前講座等の実施について検討してまいります。</p>
<p>・病院に手話ができる人がいないので、やり取りができず、聞こえない人に対する理解も足りないので、不便が多い。以前、入院していたときも手話が通じず、筆談でやり取りをしたが文章を読むのが苦手なので、医師の説明が理解できないことがあった。</p> <p>手話言語条例制定後は、医師や看護師と手話でやり取りができるようになってほしい。</p>	
<p>・草加市手話言語条例制定により、聴覚障がい者の社会参加の拡充と草加市手話通訳者派遣事業のさらなる充実を切願いたします。</p>	<p>手話通訳者派遣事業においては、ろう者の必要な場面に、手話通訳者を派遣しております。社会情勢の変化に対応し、手話通訳者の派遣をより使いやすいものとなるよう、派遣要件の見直しを検討してまいります。</p>
<p>・聴覚障がい者のみの条例ではなく、市民全体が利用できるものとして市の規約の変更や派遣事業の要綱の見直し等に繋げて下さい。</p> <p>現行の派遣要綱は、派遣できる範囲が定められています。聴覚障害者が同じ市民として同じように社会参加ができるよう、派遣範囲の緩和にもこの条例を生かしてください。また、手話通訳者は健聴者にも必要ですが、現在、利用者負担がかからず依頼ができるのは聴覚障がい者のみです。依頼できる対象者を緩和し、手話通訳者を誰もが利用できる制度に繋げてください。</p>	
<p>・施行後、条例を活かした施策として、聴覚障害者や手話通訳士を市職員として採用してください。条例が施行されたことで、自治体職員として聴覚障がい者の採用や手話通訳士職員の採用に繋がって</p>	<p>本条例は、手話が言語であることの理解及び普及を目指すものです。いただいたご意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

<p>いる地域も見受けられます。市職員として採用されることで、職員全体が聴覚障害者の理解や環境整備、及び手話を市民に広める取り組み等に繋がっていると聞きます。</p>	
<p>・草加は市の職員に手話通訳のできる方がいないので、職員として入ってほしい。</p>	
<p>・市の職員に聞こえない方も入ってほしい。当事者の目線で施策を進めていける人がいるとよいと思う。</p>	
<p>・手話言語条例を施行していくには様々な施策を行うための財政を確保してほしい。2つの条例予算が39万円と広報に掲載されていたが、非常に少ないのではないか。</p> <p>各自治体でも手話言語条例の制定が進んでいる。素晴らしいことであるが、条例ができて何も変わらない。少ない予算で進まない状況になることは残念です。</p>	<p>施策の実施にあたり、財政上の措置が伴うことは必要であると考えておりますが、予算の範囲内において財政上の措置を講じていくものとなりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<p>・「草加市手話言語条例」及び「草加市障がいのある人のコミュニケーション条例」の予算が39万円と広報に掲載されていた。市の予算としては非常に少ない金額であると思う。</p>	
<p>・コミュニケーションの用語の解説において、「～ろう者による情報の発信及び取得等もこれに含む。」は、「ろう者による」ではなく、手段が手話であってもコミュニケーションになり得るという意味かと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>いただいたご意見を踏まえて、コミュニケーション手段の記述として適切な表現になるよう、文言を調整してまいります。</p>
<p>・パブリックコメントは概要だけでなく、素案の提示をお願いしたい。</p>	<p>本市のパブリックコメントでは、条例素案ではなく概要の公表になります。こ</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・素案しかホームページに載っていないなかったのが残念でした。 	<p>これは条例素案の表現自体が法規審査の過程で大幅に変わる可能性があるためです。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・草加市手話言語条例（素案）の概要は、わかりやすくまとめられていてよいのですが、条文案も明記していただきかったです。今回のパブリックコメントにより、条例案の修正等があると思いますが、ぜひそれを閲覧できる機会を設けて頂きたいです。 	<p>今後、本条例の内容や施策の推進について、広報やホームページ等の様々な媒体を活用して、周知を進めていきたいと考えます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント募集にあたり、概要のみで条例（案）の掲載がないので、一般市民が意見を出しづらい。他市町村で条例（案）が掲載されている地域もあるので草加市も掲載してほしい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントで出された意見を基に当事者のろう者、関係者と十分に話し合い、より良い手話言語条例となるようお願いしたい。 	<p>条例の検討にあたり、草加市聴覚障害者協会及び草加市手話通訳問題研究会「手話友の会」から、ご意見を頂戴しております。施策の推進に当たり、条例制定後においても当事者から意見聴取を行ってまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・草加市全域への周知、条例の見直しを含め、当事者、関係者の意見を聞く会を定期的で開催していただきたい。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定後も状況に併せて、当事者の意見を取り入れつつ臨機応変に話し合い方策を講じることを願います。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・条例施行後、具体的な取り組みについて話し合われる場、取り組みが活かされているのか検討する場を当事者と共に定期的で開催してください。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・手話言語条例は制定することが目的ではありません。市は制定ありきで考えていないでしょうか。手話を言語とする聴覚障害者の思いを反映した内容でなければ制定する意味がありません。「絵に描いた餅」にならないよう、当事者、関係 	

<p>団体と十分協議してください。</p>	
<p>・聞こえない人が生活しやすい草加市にしてほしい。</p>	<p>ろう者及びろう者以外の者が、一人ひとりの思いを大切に、相互に人格及び個性を尊重して様々な活動を行うことを基本として、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指してまいります。</p>
<p>・ろう者にとって「手話は命」です。その命である草加市手話言語条例制定は大変喜ばしいことです。当事者の意見を尊重した条例づくりを希望いたします。</p> <p>埼玉県内では、36市町村が手話言語条例を制定しておりますが、他市に誇れる条例となることを心より期待しております。</p>	
<p>・手話言語条例ができることで、聞こえない人の暮らしが豊かになり、人権が守られるよう、よろしくお願いします。</p>	
<p>・用語の解説にあるように、手話は聞こえない人のコミュニケーション手段の一つとして社会的な認知は広まっていますし、草加市障がいのある人のコミュニケーション条例においても「障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備」と明記されていて、条例制定後には手話の認知、普及はさらに進むと思います。</p> <p>一方、手話は言語であることへの理解を広めるためには「草加市手話言語条例」を分けて制定準備されることは、とても良いと感じました。この条例制定を機に、ろう者の大切な言語として草加市民に広く認識され、様々な取り組みに反映されることを期待しております。</p>	

【草加市障がいのある人のコミュニケーション条例】

ご意見の概要	市の考え方、対応
<p>・市民に定期的な周知が必要であると思います。困っていれば、手を貸してくれる人は多いと思いますが、声かけなどをどのようにしたらよいか分からない場合があると思うので、障がいを持つ人に対して私たちが何ができるのかを市の機関紙などに載せてほしい。</p>	<p>今後、本条例の内容や施策の推進について、広報やホームページ等の様々な媒体を活用して、周知を進めていきたいと考えます。</p>
<p>手話言語条例の条文に合理的配慮の文言を入れる事に疑問が残ります。障がいのある人のコミュニケーション条例についても同様の意見です。</p>	<p>本条例は、障がいの特性に応じた手段により情報を取得することや障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境の整備を目指すものであり、それを達成する手段として合理的配慮の提供の考え方に繋がるものがあると考えます。</p> <p>また、市や事業者に対する意識付け、市民に取組を啓発していくにあたり、合理的配慮がどのようなものであるか、考え方を示していく必要があるものと考えます。</p>